

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2019.6.20

追加型・公社債証券投資信託(7月設定)

追加型投信／国内／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|--------------------------|------|--------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資 形態 |
| 追加型 | 国内 | 債券 | その他資産(投資信託 証券(債券 一般)) | 年1回 | 日本 | ファミリー ファンド |

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「追加型・公社債証券投資信託(7月設定)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月4日に関東財務局長に提出しており、2019年6月20日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の
合計純資産総額

14兆2,480億円
(2019年3月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三井住友信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の短期公社債の指標であるNOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。

ファンドの特色

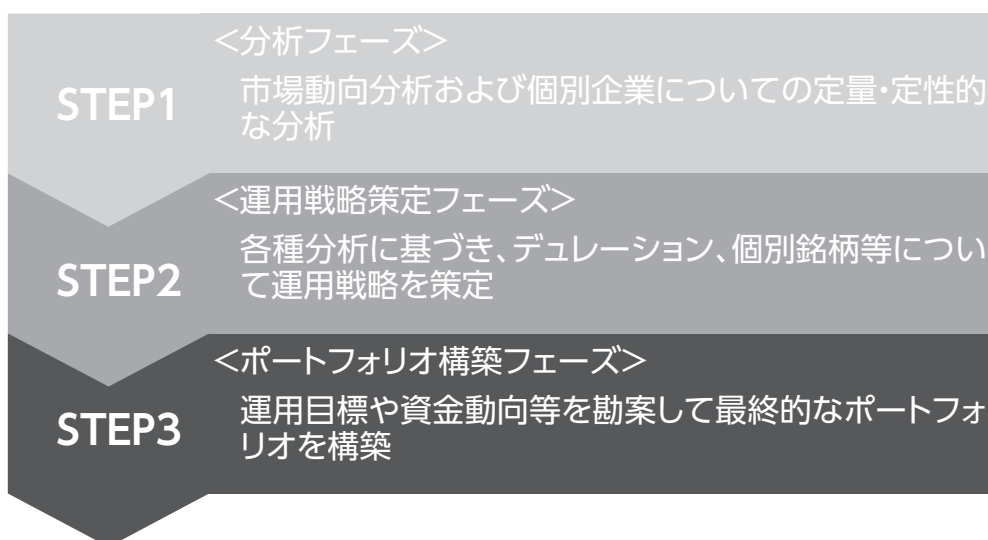
特色

1

主にわが国の安全性の高い公社債に投資し、信託財産の安定的な成長をめざします。

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債、事業債などで運用します。また、運用にあたりましては、NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマーク^(注)とします。

<ポートフォリオ構築プロセス>



(注)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

※上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

特色

2

運用成果に応じて、年1回分配を行います。

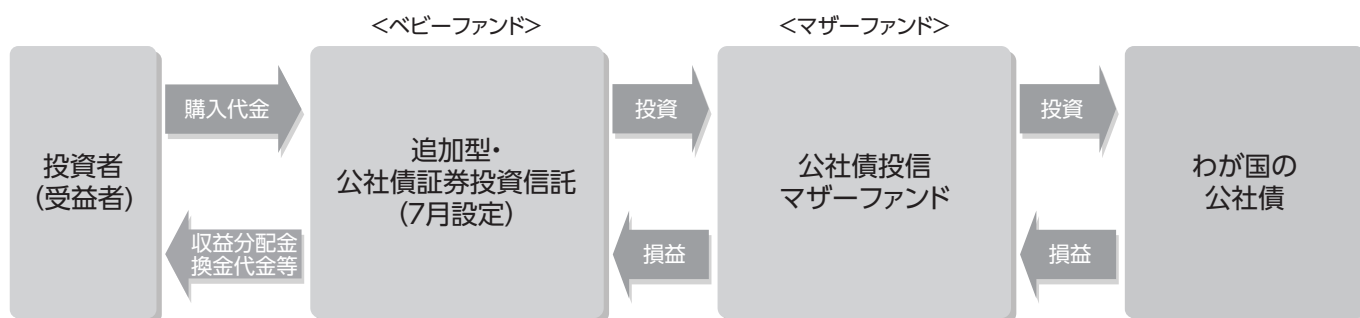
年1回の決算時(7月19日(7月19日またはその翌日が休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日))に分配を行います。

決算日の収益分配前の基準価額が1万円を超過している場合はその超過額の全額を分配し、1万円以下の場合には分配を行いません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主に公社債投信マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

●NOMURA-BPI短期インデックス

NOMURA-BPI短期インデックスとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の残存期間1年から3年の債券で構成されている債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI総合のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

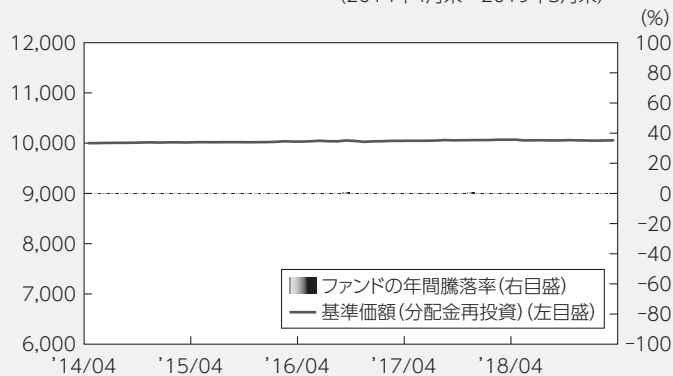
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

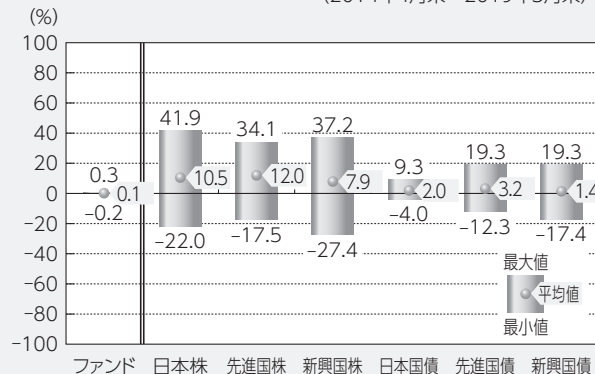
(2014年4月末～2019年3月末)



(注)ファンドの基準価額(分配金再投資)はグラフの起点を10,000として表示しています。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年4月末～2019年3月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

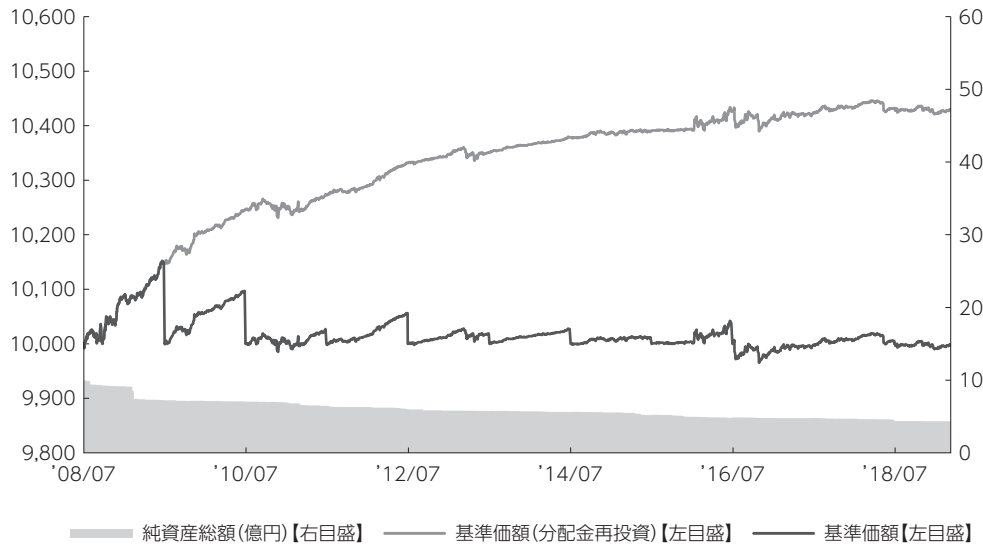
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2019年3月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2008年7月22日～2019年3月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,999円 |
| 純資産総額 | 4.3億円 |

■分配の推移

| | |
|----------|---------|
| 2018年7月 | 5.04円 |
| 2017年7月 | 0.00円 |
| 2016年7月 | 34.51円 |
| 2015年7月 | 11.45円 |
| 2014年7月 | 26.33円 |
| 2013年7月 | 18.95円 |
| 直近10年間累計 | 424.14円 |

●分配金は1万口当たり、税引前

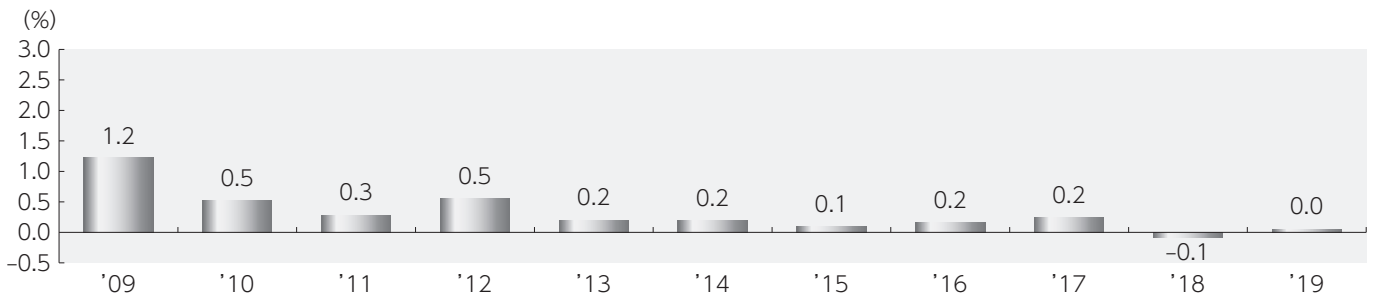
■主要な資産の状況

| 種別構成 | 比率 |
|--------------------|--------|
| 特殊債 | 6.9% |
| 社債 | 91.4% |
| コールローン他 (負債控除後) | 1.7% |
| 合計 | 100.0% |

| 組入上位銘柄 | 種別 | 比率 |
|----------------------------------|----|------|
| 1 第23回三井住友銀行(劣後特約付) | 社債 | 3.5% |
| 2 第6回りそな銀行(劣後特約付) | 社債 | 3.5% |
| 3 第14回みずほ銀行(劣後特約付) | 社債 | 3.5% |
| 4 第19回ルノー | 社債 | 3.4% |
| 5 第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付) | 社債 | 2.4% |
| 6 第9回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付) | 社債 | 2.4% |
| 7 第6回三菱UFJ信託銀行(劣後特約付) | 社債 | 2.3% |
| 8 第65回アコム | 社債 | 2.3% |
| 9 第7回みずほコーポレート銀行(劣後特約付) | 社債 | 2.3% |
| 10 第7回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2015) | 社債 | 2.3% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から3月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | | |
|--|-------------------|---|
|  購入時 | 購入の申込期間 | 2019年6月20日から2019年7月22日まで |
| | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日(決算日)の基準価額(今回の購入申込受付日は2019年7月22日) ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
|  換金時 | 換金単位 | 1万口単位または1口単位 販売会社の取扱いにより単位が異なります。 販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
|  申込について | 申込締切時間 | 販売会社が定める時間 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入制限 | ファンドの規模等を勘案し、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。 |
|  その他 | 信託期間 | 無期限(1961年7月24日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年7月19日(7月19日またはその翌日が休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日) |
| | 収益分配 | 年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| | 課税関係 | 課税上は、公社債投資信託として取扱われます。 原則として、マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の適用が可能です。 |

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|---|---|-------------------|
| 購入時手数料 | ありません。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 換金時手数料 | 換金時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
| | 1万口当たり27円(税抜 25円) ※消費税率が10%となった場合は、1万口当たり27.5円(税抜 25円)となります。 | 商品の換金に関する事務手続等の対価 |
| (注) 1962年4月21日から2001年3月21日までの購入分については、1万口当たり108円(税抜 100円)となります。 ※消費税率が10%となった場合は、1万口当たり110円(税抜 100円)となります。 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | |
|---|---|-----------|--------------------|--------------------|---------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 信託元本に対して、以下に定める率をかけた額 | | | | |
| | コールレート平均値 ^{*1} | 信託報酬率(年率) | | | |
| | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 ^{*2} | 受託会社 |
| | 0.50%超の場合 | 0.707% | 0.1818% | 0.4752% | 0.05% |
| | 0.30%超0.50%以下の場合 | 0.5% | 0.1299% | 0.3348% | 0.0353% |
| | 0.15%超0.30%以下の場合 | 0.3% | 0.07792% | 0.20088% | 0.0212% |
| | 0.15%以下の場合 | 0.15% | 0.03788% | 0.10152% | 0.0106% |
| | <p>※1 コールレート平均値とは、当該日の属する月の前月(当該日が当該日の属する月における1日から19日(19日もしくはその翌日が休業日であるときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日)までにあたる日である場合には、当該日の属する月の前々月)の無担保コール翌日物レートの平均値をいいます。</p> <p>※2 販売会社の配分率には消費税および地方消費税相当額を含みます。</p> <p>※消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。</p> | | | | |
| | 信託元本に対して、以下に定める率をかけた額 | | | | |
| | コールレート平均値 ^{*1} | 信託報酬率(年率) | | | |
| 合計 | | 委託会社 | 販売会社 ^{*2} | 受託会社 | |
| 0.50%超の場合 | 0.707% | 0.173% | 0.484% | 0.05% | |
| 0.30%超0.50%以下の場合 | 0.5% | 0.1237% | 0.341% | 0.0353% | |
| 0.15%超0.30%以下の場合 | 0.3% | 0.0742% | 0.2046% | 0.0212% | |
| 0.15%以下の場合 | 0.15% | 0.036% | 0.1034% | 0.0106% | |
| <p>※1 コールレート平均値とは、当該日の属する月の前月(当該日が当該日の属する月における1日から19日(19日もしくはその翌日が休業日であるときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日)までにあたる日である場合には、当該日の属する月の前々月)の無担保コール翌日物レートの平均値をいいます。</p> <p>※2 販売会社の配分率には消費税および地方消費税相当額を含みます。</p> | | | | | |
| <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容> | | | | | |
| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | | |
| 1万口当たりの信託報酬：元本1万口 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) | | | | | |
| ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 | | | | | |

| | |
|------------|--|
| その他の費用・手数料 | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> |
|------------|--|

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax
¥

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 利子所得として課税 分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2019年3月末現在のものです。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>